

第5章 具体的取組

県がひとり親家庭等を対象に実施する基本方針に基づき、それぞれの基本方針の分野ごとに今後5年間に取り組むべき「主な内容」を明らかにします。

1 相談・情報提供機能の充実

課 題

ひとり親家庭の父母や寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭の父母や寡婦の自立に向けた総合的支援を行うため、各保健福祉事務所等に母子・父子自立支援員を配置し、総合的な相談支援を行っています。

母子・父子自立支援員による相談は、就業・養育費に関する相談、子どもの養育に関する相談、母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する相談等、多岐にわたっています。

また、就業に関する相談は、福島県母子家庭等就業・自立支援センターとの連携を図るなど、ひとり親家庭等のニーズに即した相談支援体制の充実に努めています。

その一方で、ひとり親家庭実態調査においても、様々な支援制度があるが内容が分かりにくく利用しにくい、もっと気軽に相談できるところがほしいなど、相談支援体制・情報提供機能の充実に求める声が多数寄せられています。

また、ひとり親になって間もない家庭は、精神面でも不安な状況にあるため、ひとり親家庭が定期的集い、お互いの悩みを打ち明けたり、相談したりする場を設けることが望まれています。

施策の方向

ひとり親家庭の父母や寡婦の自立に必要な情報の提供や相談等にきめ細かく対応するため、引き続き、母子・父子自立支援員による地域に密着した相談体制の充実に図ります。

福島県母子家庭等就業・自立支援センターとの連携や専門的な知識の習得により、母子・父子自立支援員の資質の向上を図ります。

ひとり親家庭等に対する各種支援策について、適宜適切な情報提供に努めます。

各地域において、ひとり親家庭をきめ細やかに支援できる体制を整備します。

主な内容

各保健福祉事務所等に配置した母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の父母や寡婦に対する総合的な相談支援を引き続き実施します。

また、母子・父子自立支援員の未配置の市に対しては、設置について働きかけを行います。

- ① 母子・父子自立支援員の研修を充実し、母子・父子自立支援員の資質の向上を図るとともに、生活支援講習会とひとり親家庭への情報提供を促進します。
- ② 福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談と併せて、生活支援に関する相談・助言等を実施します。

- ③ 各保健福祉事務所と福島県母子家庭等就業・自立支援センターが連携して相談に応じるとともに、県のホームページ、広報紙、ラジオ等の広報媒体やリーフレットにより、ひとり親のための支援制度や相談窓口の情報提供を行います。
- ④ 配偶者からの暴力（DV）による被害者等に対して、女性のための相談支援センター等において、一般相談や専門的な相談を実施します。
- ⑤ 母子福祉団体等身近な地域団体によるひとり親家庭の交流・相談の場づくりに対する市町村の取組を支援します。

2 子育て環境づくり・生活支援策の充実

（1）保育サービスの充実

課 題

核家族化の進行などにより、保育所の入所児童数は増加傾向にあります。

保育を必要とする児童がすべて保育所に入所し、待機児童が解消されるよう、施設整備等を図る必要があります。

また、子育て支援についてのニーズも多様化しており、様々なニーズに応じて各種子育て支援施策を質、量ともに充実させていく必要があります。

さらに、ひとり親家庭の父母が、就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、保育所への優先入所を推進する必要があります。

施策の方向

保育所や教育・保育を一体的に行う認定こども園の施設整備を促進するなど、入所定員数を拡充し待機児童の解消を図るとともに、質の高い幼児教育・保育サービスを提供するため、人材確保及び人材育成を推進します。

また、多様なニーズに応えるため、様々な子育て施策の一層の充実を図ります。

さらに、ひとり親家庭の父母が、就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう保育所への優先入所を、市町村に働きかけていきます。

主な内容

- ① 待機児童の解消のため、保育所の整備を促進するなどにより、保育所入所定員を増加させるとともに、老朽化している保育施設の改築や、多様な保育ニーズに対応するための整備を支援します。
また、認定こども園への移行に向けた施設整備を支援します。
- ② 認可保育所や市町村認可による地域型保育（小規模保育・事業所内保育等）への移行を目指す取組を推進するなど、認可外保育施設への支援を行います。
- ③ 保育施設職員の資質向上を図るため、保育士等に対する研修の充実を図ります。
- ④ 保育所に勤務していない潜在保育士への就職支援や保育士資格の取得について推進するなど、保育士の人材確保に努めます。
- ⑤ 多様な保育ニーズに応えるため、延長保育、病児・病後保育、一時預かり、休日保育等、各種子育て支援サービスについて、地域の実情に応じて運営されるよ

う支援します。

- ⑥ 保育所への優先入所を、市町村に働きかけていきます。

(2) 放課後児童の健全育成の推進

課 題

放課後児童が集う場として、放課後児童クラブが年々増加しています。

今後も、ますます需要が高まることが予想されることから、新設や保護者のニーズにあった運営を支援していく必要があります。

施策の方向

放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策の拡充を図ります。

主な内容

放課後児童クラブの整備を推進するとともに、設置市町村に対して、運営費を助成することにより、子どもの健全育成や保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

また、多様な体験・活動ができるように、放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な、又は連携による実施を推進します。

さらに、放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するための認定資格研修について、本県の地域性に応じて方部別実施するとともに、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に従事する者の資質向上に努めます。

(3) 公営住宅の優先入居の推進

課 題

離婚等によりひとり親家庭となった家族にとって、生活の拠点となる住まいの確保は大きな問題です。

このため、できるだけ少ない負担で入居できる公営住宅を希望するひとり親家庭が多い一方で、公営住宅に入居できない場合も多く、実態調査でも多くのひとり親家庭の父母から公営住宅への優先入居を望む声が多く寄せられています。

施策の方向

ひとり親家庭に対する県営住宅への優先入居を引き続き実施します。

また、同様の措置を講じるよう各市町村に働きかけます。

主な内容

- ① 県営住宅等条例に基づき、ひとり親家庭の県営住宅への優先入居を行います。
- ② 市町村に対し、公営住宅へのひとり親家庭の優先入居の実施及び推進について働きかけます。

(4) 地域における子育て・生活支援体制整備の推進

課 題

ひとり親家庭の子育て・生活支援に対するニーズは、家族の状況やそのおかれた環境により様々です。他に頼ったり相談できる方が少ない傾向にあるため、心身の負担が多く、健康への不安を抱えている方もいます。

このため、支援を受けたい人に希望する支援が迅速に届くような体制づくりが必要です。

施策の方向

地域の中でひとり親家庭の子育てや家事等をサポートできる体制を整備します。

主な内容

保護者の病気や買い物等の際に、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリーサポートセンター」などの子育て支援サービスが、地域の実情に応じて運営されるよう支援します。

また、地域の中で支援を受けたい人に希望する支援が届くような体制を市町村ごとに整備できるよう、情報提供に努めます。

(5) 子どもの育ちへの支援

課 題

ひとり親家庭となって、家庭環境が変化したり、家族とともに過ごす時間が少なくなりがちな児童は、不安を抱えやすい状況にあります。

このため、ひとり親家庭の子育てや教育の悩みや相談に応じたり、子どもの学習意欲が低下しないよう学習支援を行う必要があります。

また、経済的に修学の困難な生徒が修学できるよう支援を行う必要があります。

施策の方向

県の子育て相談機関の利用を促進し、子育てや教育の悩みに関する相談やカウンセリング等を実施します。

また、ひとり親家庭の児童が、気軽に相談でき、学習支援を受けることができるよう、ひとり親家庭の児童を支える活動を促進します。

奨学金や修学資金等の活用促進による修学支援を行います。

主な内容

- ① 児童相談所、保健福祉事務所等の相談機関が連携して、相談に応じます。
- ② 市町村が行うひとり親家庭の生活・学習支援が円滑に進むよう、各種施策の情報提供などにより支援を行います。
- ③ 奨学金制度や教育費免除制度などについて、学校とともに周知を図ります。

- ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金についての情報提供を行うとともに、適正な利用について、相談にあたる市町村を支援します。

3 就業支援の推進

(1) 就業相談及び就業のあっせん等の充実

課 題

ひとり親家庭等の経済的な自立を図り、もって、児童の健全な成長を育み家庭生活を維持するためには、就業機会の確保が極めて重要です。

ひとり親家庭では、就業に当たって、子育てと生活の担い手という二重の役割を担うこととなり、一般的に、就業条件は厳しい状況にあり、また、就業への知識や求人情報が少ないことから、なかなか就業できにくいのが現状です。

また、就業しているひとり親家庭の就労形態は、臨時やパートタイムといった形態が多く、収入や先行きに不安を感じています。より収入の多い職種に就職するためには新たな資格や技能を取得することが有利ですが、経済的、時間的、情報の不足など、様々なことから、チャレンジできないでいる人が多くいます。

このため、ひとり親家庭等の様々な状況に応じた相談体制の整備や就業情報の提供が求められています。

ほかにも就業がすすまない理由として、就業に結びつく専門的な資格や知識を持たないこと、子どもが小さいこと、雇用主のひとり親家庭等に対する理解が不足していることなどがあります。

施策の方向

- ① 福島県母子家庭等就業・自立支援センター事業を積極的に推進します。

※ 福島県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施に当たっての留意事項

ア 母子・父子自立支援員業務研修会などを通じた母子・父子自立支援員と福島県母子家庭等就業・自立支援センターとの連携

イ 公共職業安定所との連携及び積極的な求人開拓などによる職業紹介事業の推進

ウ 福島県男女共生センターや県内各テクノアカデミーとの連携

- ② 県機関におけるひとり親家庭の父母等の雇用を推進するとともに、市町村におけるひとり親家庭の父母等の雇用を促進します。

主な内容

- ① 福島県母子家庭等就業・自立支援センター事業により、ひとり親家庭等の様々な状況に応じ、就業に関する相談や就業支援等の各種制度に関する広報誌やパンフレット、チラシ等を積極的に活用し就業情報の提供を行うとともに、職業紹介事業の実施により、一貫した就業支援サービスを引き続き積極的に展開します。

なお、福島県母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施するに当たっては次の点に留意します。

ア 各保健福祉事務所等に配置されている母子・父子自立支援員や公共職業安定所とのネットワークを活用し、地域の実情に応じた就業支援に取り組みます。

イ 福島県男女共生センターや県内各テクノアカデミーなどとの連携により、ひとり親家庭の父母等の就業に結びつく専門的な資格の取得や技能の習得に資する講座や研修情報を積極的に情報提供します。

ウ 公共職業安定所との連携による求人情報を積極的に活用するとともに、個々のひとり親家庭の実情に応じた効果的な支援を実施するため、個々のひとり親家庭の課題やニーズに応じた「ひとり親家庭自立支援プログラム」を策定します。

また、同センターの求人開拓などの機会を捉えて、雇用主のひとり親家庭の父母等に対する就業の推進への理解を求めるとともに、特定求職者雇用開発助成金の紹介・活用を通じてひとり親家庭の父母等の雇用を促進します。

- ② 県においては、各部局等における臨時事務補助員及び嘱託員等の雇用において、引き続きひとり親家庭の父母等の雇用を推進します。

また、同センターと連携を図るよう、保健福祉事務所への就業支援専門員の配置を推進します。

さらに、公共職業安定所への求人申し込みと併せて、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにも求人情報の提供を行うよう配慮を依頼します。

市町村に対しては、ひとり親家庭の父母等の雇用の促進、また、市に対しては、母子・父子自立支援員及び就業支援専門員の設置について働きかけるなど、ひとり親家庭等への就労支援を促進します。

福島県母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦世帯に対する就業相談の実施、就業情報提供等一貫した就業支援サービスを提供するために、福島県が平成15年10月から業務を始めました。運営は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会に委託して実施しています。福島県母子家庭等就業・自立支援センターでは、個々のひとり親家庭等の状況、経験等に応じた就業相談を行うとともに各保健福祉事務所及びいわき市と連携して、県内各方で就職相談会を実施しています。

また、就業相談や就職相談会を通じて求職登録を行い、求人情報の提供を行います。

さらに、ひとり親家庭等の状況や希望に即した職業紹介事業を実施し、就業を支援しています。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動の支援を行うため、福島県各保健福祉事務所等に配置されています。

就業支援専門員

ひとり親家庭及び寡婦の職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等（①教育訓練、求職活動に関する各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導等）を専門に行います。

ひとり親自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の父母及び寡婦の就労促進を図るため、職業紹介を実施している福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、個々のひとり親家庭の抱える課題やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、計画的に就業活動を支援しています。

特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等、就職が特に困難な者の雇用機会の拡大を図るため、母子家庭の母等を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、公共職業安定所より賃金相当額の一部が助成されます。

労働対象者（一般被保険者）	助 成 額		助成期間
	大 企 業	中小企業	
① 母子家庭の母等	50万円	90万円	1年
② 母子家庭の母等（短期労働者）	30万円	60万円	1年

※平成26年11月1日現在

(2) より良い就業に向けた職業能力の開発支援

課 題

ひとり親家庭実態調査によれば、ひとり親家庭の父母で、無職の人の多くは今すぐ働きたいとの意向を持っています。（49.0%）また、就職している人でも、良い仕事があれば転職を望んでいる人が多数います。（41.5%）

現在の厳しい経済雇用情勢の下、就業に結びつく専門的な資格の取得や技能の習得はより重要性を増しています。

その一方で、就業に有利な資格や技能の取得については、費用の負担ができないことや仕事が忙しいことから取得を断念してしまう場合もあります。実態調査の結果を見ても、資格を取得するための経済的支援を求める声が寄せられています。（35.5%）

こうしたことから、資格取得を希望するひとり親家庭の父母に対する経済的支援を積極的に推進する必要があります。

施策の方向

厳しい経済雇用情勢を踏まえ、就業に結びつく専門的な資格の取得や技能の習得はこれまで以上に重要性を増していることから、ひとり親家庭の父母等の職業能力の開発を一層支援します。

なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金により、生活資金や技能習得資金の貸付けを利用することが出来ることから、修業期間中に必要となる費用等については、必要に応じ、当該資金による支援を図ります。

主 な 内 容

- ① 自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業の積極的な活用を促進します。

- ② 生活資金や技能習得資金等の貸付けによる支援を行います。

自立支援教育訓練給付事業

ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立を促進するため、雇用保険の教育訓練の受給資格のないひとり親家庭の父母が、県の指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、要した受講料・入学金の20%（限度額10万円）を支給します。

受講前に資格確認願を提出し、認定を受ける必要があります。

高等職業訓練促進給付金等事業

看護師、介護福祉士、准看護師など、ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で2年以上修業する場合、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し修了支援給付金を修業修了後に支給します。高等職業訓練促進給付金は、市町村民税非課税世帯の場合月額100,000円、市町村民税課税世帯の場合月額70,500円を支給します。

4 養育費確保対策の充実

課 題

離別世帯の子どもに対する養育の責務は両親にあり、離婚によって変わるものではなく、養育費の取得は、感情的、法律的な問題も絡み複雑で難しい場合がありますが、子どもの健全育成のためには必要なものであることから、養育費確保のための相談体制の充実に努めてきました。

しかし、ひとり親家庭実態調査の結果、69.8%が現在養育費を受け取っていません。

施策の方向

養育費の取り決めや取得に関する情報提供や啓発を充実します。
また、適切な相談支援を行うため、養育費相談対応体制の強化に努めます。

主な内容

- ① 相談機関での情報提供、養育費関係のパンフレットの配布、ホームページの掲載などにより広報・啓発を推進するとともに、具体的な手続きについてアドバイスします。
- ② 養育費相談支援センターと連携し、母子・父子自立支援員を対象とした研修会を開催し、養育費相談対応職員の資質向上に努めます。

養育費相談支援センター

ひとり親家庭の養育費の取得の向上を図るため、平成19年度に養育費に関する情報提供、養育費に関する困難事例への支援や養育費相談に応じる人材養成のための研修を行う「養育費相談支援センター」が創設されました。

養育費相談支援センターの業務内容は次のとおりです。

(1) 養育費相談支援事業

養育費の相談に当たっている各地の母子家庭等就業・自立支援センターや母子・父子自立支援員による相談を支援しています。

(2) 研修事業

母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターなどで養育費に関する相談を行う職員を対象に研修を行っています。

(3) 情報提供事業

① ホームページ (<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>)
による情報提供

② パンフレット等による養育費確保等の普及・啓発活動

(連絡先)

養育費相談支援センター

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

電話 03(3980)4108 FAX 03(6411)0854

e-mail info@youikuhi.or.jp

5 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の自立を促進するためには、生活基盤や経済的基盤を安定させることが重要です。

このため、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を行います。

(1) 児童扶養手当についての情報提供と適切な支給事務

課 題

児童扶養手当の支給に当たっては、受給対象者などに正しく支給要件が周知される必要があります。

また、県及び町村並びに市においても市町村における戸籍、年金、税務、児童扶養手当等関係する部署との連携を図り、児童扶養手当の返還などを極力低減し、適切な支給事務を図る必要があります。

さらに、依然として一部の窓口で対応について苦情が寄せられており、児童扶養手当担当者の適正な対応が求められています。

施策の方向

対象となるひとり親家庭に対して、チラシ、パンフレットなどを配布するとともに、新聞や県ホームページなどの各種広報を通じて、児童扶養手当制度を理解していただけるよう努めます。

また、戸籍、年金、税務、児童扶養手当等関係する部署との連携の強化や、受給対象者などへの配慮も含めた児童扶養手当制度の適正な運営を図るため、市町村担当部署における職員の研修などによる実施体制の強化に努めます。

さらに、市町村に対する事務指導監査を実施することにより、適正な制度管理に努めます。

主な内容

- ① 児童扶養手当等に関する制度の周知を図るとともに、制度を正確に理解してもらうため、更に積極的な情報の提供を行います。
- ② 市町村事務担当者研修会などによる市町村関係部署相互の連携強化及び実施体制の強化を図ります。
- ③ 児童扶養手当等市町村事務指導監査の実施により適正な児童扶養手当制度運営を図ります。

児童扶養手当

児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で障がいのある児童）を監護する母又は父、母又は父に代わって児童を養育する者に対して、児童扶養手当を支給します。

(2) ひとり親家庭医療費助成事業の適正な運営

課 題

ひとり親家庭医療費助成事業は、県単独の医療費助成事業として、昭和59年度に「母子家庭医療費助成事業」にて事業を開始しました。

平成12年度には対象に父子家庭を追加の上、現在の「ひとり親家庭医療費助成事業」に改称し、県と市町村との連携の下、県内のひとり親家庭を対象とした県単独の経済的支援策として運営されています。

施策の方向

今後とも、県単独のひとり親家庭に対する経済的支援策として、市町村からのひとり親家庭医療費助成事業に関する問い合わせへの対応を中心として、市町村との連携の下、適正な制度運営を図っていきます。

主な内容

ひとり親家庭に対する県単独の経済的支援策としての適正な制度運営を図ります。

ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の健康と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭医療費助成を行う市町村への補助を行います。

○補助対象経費

各種医療保険適用による自己負担分について、同一受診月毎に1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超える金額。ただし、ひとり親家庭の親の前年の所得額が児童扶養手当一部支給の所得限度未満、かつ、扶養義務者の所得が所得限度額未満である世帯に限ります。

○補助先 市町村 ○補助率 1/2

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金についての情報提供と適切な貸付事務

課 題

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、ひとり親家庭等を対象に、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに貸付けを受けられる制度で、これまで多くの方々が利用しています。

実態調査の結果を見ると、「子どもの教育や生活を支えるために母子寡婦福祉資金貸付金制度を利用しています」との声が寄せられてる一方、手続きが複雑で分かりにくい、制度が利用しにくいなどの意見も寄せられており、適正な貸付事務の確保を図る必要があります。

施策の方向

ひとり親家庭等にとって利用しやすいものとなるよう母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の内容について、PRに努めます。

また、借り受けの相談を受ける場合には、適正な貸付業務を行うとともに、分かりやすい説明に努めます。

主な内容

- ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の広報に努めます。
- ② 適正な貸付業務を行うとともに、分かりやすい説明に努めます。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等で経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったとき、県及び中核市から貸付けを受けられる資金で、合計12の資金があります。

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| ・事業開始資金 | ・事業継続資金 | ・修学資金 | ・技能習得資金 |
| ・修業資金 | ・就職支度資金 | ・医療介護資金 | ・生活資金 |
| ・住宅資金 | ・転宅資金 | ・就学支度資金 | ・結婚資金 |